

○岡山県警察職員等の旅費支給規程の運用について(通達)

(昭和42年4月4日岡会第169号警察本部長例規)

<b>改正</b> 昭和48年12月岡会第533号	昭和51年7月第286号
昭和54年8月第415号	昭和54年11月第579号
昭和61年3月岡会第116号・岡厚第104号	平成2年7月岡会第435号
平成13年5月第236号	平成17年3月第138号
平成21年3月第166号	平成28年2月18日岡会第71号

各所属長

岡山県警察職員等の旅費支給規程の改正に伴い、別紙のとおり岡山県警察職員等の旅費支給規程の運用要綱を定めたから、取扱いに遺憾のないようにされたい。

別紙

岡山県警察職員等の旅費支給規程の運用要綱

第1条関係

県が支弁する旅費については、この規程の定めるところによつて取り扱うことと規定されたものであつて、この規程に定められていないものは、岡山県職員等の旅費に関する条例（以下「条例」という。）及び岡山県職員等の旅費支給規則並びに岡山県総務部長からの旅費調整に関する通達等によることとする。

第2条関係 第1項

「証人、鑑定人、参考人、通訳」は、例示であつて「その他これらに類する者」には、警察の機関の依頼又は要求に応じて、公務の遂行を補助するために旅行する者のすべてを包含するものである。

第2項

条例第3条第5項の規定によつて「県費を支弁して旅行させる必要がある者」に支給する旅費であつて例えば殉職警察官の慰霊祭に出席する遺族および職員の表彰のため、特に表彰者から要請を受けて職員に同伴する家族に対する旅費、その他一般民間人を表彰等のために特別な必要によつて呼び寄せる場合の旅費である。

第3条関係

第1項

第1号

「公用の車両、船舶若しくは航空機」には、旅行者が運賃を支払うことを要しない車両、船舶、航空機のすべてを含むものであり、それを利用し、又は別途乗車券の交付を受ける（通勤定期乗車券を利用する場合を含む。）等により無料で交通機

関を利用して旅行する場合には、それによつて旅行し得る区間の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は支給しない。

#### 第 2 号

新たに採用された職員が、新任者としての教養訓練を受けるため、居住地から直接警察学校に入校する場合又は入校時において健康診断、精密検査等の結果入校を取り消された者、あるいは教養訓練中に傷病等により退職又は一時帰休を命ぜられた者が、当該警察学校から直接居住地へ帰る場合に旅費を支給するのであるが、懲戒等の処分を受けて免職された者又は自己便宜によつて退職する者には支給しない。

#### 第 3 号

- 1 旅行用務の性質、内容又は緩急の度合によつては、条例によつて定められた交通機関の等級より上級の等級に乗つたり、あるいは緊急用務の場合等には 50 キロメートル未満の場合であつても急行列車を利用しなければ用務を達成することができない旅行があるので、このようなときには、現実に利用した交通機関の等級による運賃又は急行料金を支給することができるのである。
- 2 「犯罪の捜査、被疑者の逮捕等のため緊急に旅行する場合」の「犯罪の捜査、被疑者の逮捕」は例示であつて、警衛又は警護以外の警察活動のため若しくは公務の遂行を補助するため緊急に旅行する場合は、すべてここに含まれる。
- 3 本号を適用して旅費を支給する場合には、旅行命令（依頼）書及び旅費請求書の旅行条件欄に「訓令第 3 条第 1 項第 3 号適用」と記載すること。

#### 第 4 号

知事等に随行する旅行の場合は、旅行命令（依頼）書及び旅費請求書の用務欄に知事等に随行する用務である旨を記載し、旅行条件欄に「訓令第 3 条第 1 項第 4 号適用」と記載すること。

#### 第 2 項

船賃の額は条例第 15 条により規定されているが、現に要した船賃の実費額まで減額して支給する。

### 第 4 条関係

#### 第 1 項

##### 第 1 号

岡山県警察私有車両公務使用規程（平成 9 年岡山県警察訓令第 7 号）に基づき、職員が公務使用の承認を受けた私有車両を利用して旅行する場合に限らず、職員以外の者が自動車等を利用して旅行する場合には、車賃を減額して支給することとし、自動車等に同乗して旅行する場合には、職員以外の者に対してのみ当該規定による車賃を支給する。

##### 第 2 項

県内の同一市町村（広域市町村にあつては、同一地区）内において自動車等で旅行する場合には、県外の陸路計算に準じた測定方法による市町村の大字間の路程又は実際に走行した路程を計算し、車賃を支給することができる。ただし、その場合の車賃については、路程4キロメートル以上の旅行について支給し、その額は、県内旅行の旅行雑費の額を上限とする。

## 第5条関係

### 第1項

#### 第1号

1 「公用の施設」とは、庁舎、警察学校の寄宿舎、小学校等一般の学校の施設又は借り上げて使用している施設等をいうのであつて、食費及び寝具洗濯料等の雑費のほか宿泊のための料金を要しない施設である。

したがつて、共済組合等が厚生施設として経営している宿泊施設はこれに含まれない。

2 「食事を提供する」というのは、その施設において炊き込んで提供するということ意味であつて、外部から取り寄せることは含まれない。

#### 第2号

旅行先において徹宵勤務したときの規定であつて、翌日にわたり勤務した場合であつても、原則として宿泊料は支給しないのである。ただし、翌日にわたり5時間以上勤務した場合であつて勤務の時間帯が夕食又は朝食を必要とし、かつ、夕食又は朝食を旅費以外の公費で支給されない場合は、宿泊料定額の4分の1の額の宿泊料を支給することができるのである。

#### 第3号

公用の施設に宿泊することを指定された場合を除くほか、行事の主催者等に宿泊場所を指定されているとき又は旅行の目的地に宿泊施設が無い場合など目的地以外の場所に旅行命令権者が宿泊場所を指定するときには、当該宿泊場所を旅行の目的地として取り扱うことができるものとし、当該宿泊に要する実費（朝・夕食代を含め文書等により確認することができるもの。朝・夕食代（又はそのどちらか）を確認することができない場合には、夕食代相当を1,500円、朝食代相当を700円として積算するものとする。）を宿泊料として支給する。

#### 第4号

宿泊場所を指定された場合において、特定の宿泊施設に宿泊しなければその用務が達成できないと旅行命令権者が認め、かつ、当該旅行について支給される宿泊料の範囲内で宿泊料実費額が支弁できない場合には、現に要した宿泊料の範囲内で旅行命令権者が必要と認める額を支給することができるのである。

「現に要した宿泊料の範囲内で旅行命令権者が必要と認める額」とは、支払った額をすべて無条件に支給するというのではなく、必要最小限の額として旅行命令権者が認めた額という意味である。

なお、宿泊料の定額を超える場合は、疎明資料として、旅行者からできる限り内訳の明記されている宿泊施設の領収書を徴取し、旅費請求書にちよう付するとともに、旅行命令（依頼）書及び旅費請求書の旅行条件欄に「訓令第5条第1項第4号適用」と記載すること。

#### 第5号

- 1 本号は、旅行者の実家又は旅行者の親族若しくは知人の住宅に宿泊したことにより宿泊に係る料金を要しない場合に宿泊料全額を減額調整する規定である。
- 2 「その他宿泊料の支給を要しない」とは、例えば親族又は知人が所有する旅館等の住宅以外の施設に無料で宿泊し、宿泊料金を要しなかった場合が挙げられる。

#### 第2項

##### 第2号

研修等のため警察学校以外の施設に宿泊する場合には、当該宿泊に要する実費（朝・夕食代を含め文書等により確認することができるもの。朝・夕食代（又はそのどちらか）が確認できない場合には、夕食代相当を1,500円、朝食代相当を700円として積算するものとする。）を宿泊料として支給する。

#### 第6条関係

##### 第1号

職員が県内旅行をする場合の旅行雑費の調整規定であり、職員以外の者が県内旅行をする場合の旅行雑費にあつては、公務上の通信連絡費は発生し得ないことから、原則として支給対象外とされている。

##### 第3号

研修等のため警察学校に宿泊する場合には、国費旅費との均衡を図るため、規程第5条第2項第1号により宿泊料を調整していることから、当該旅行についての旅行雑費は、支給しない。

#### 第7条関係

##### 第2項

##### 第1号

岡山県警察職員の居住地制限及び私事旅行、外泊等取扱要領の制定について（通達）（平成10年2月13日岡務第136号例規。以下「要領」という。）第3の1の(1)ただし書の規定により、職員の赴任に伴い警察本部長、部長又は所属長（以下「本部長等」という。）が居住地を指定した場合、又は指定を解除した場合で、

在勤地内若しくは在勤地以外の同一地域内において住所若しくは居所を移転する必要が生じたものをいう。

#### 第 3 号

要領第 3 の 1 の (1) ただし書の規定により、本部長等が警察職員としての勤務態勢を確立する必要から、職員の意思いかんにかかわらず居住地を指定した結果、職員の赴任を伴わずに県公舎等への居住又は明け渡しが必要となつた場合をいう。

#### 第 4 項

警察学校において初任教養を受ける者（以下「初任科生」という。）が新任配置に伴い、公用車等で赴任（移転）する場合の移転料は、支給しない。ただし、当該初任科生が扶養親族を随伴して赴任する場合には、移転料定額の 2 分の 1 に相当する額を支給するものとする。

### 第 8 条関係

#### 第 1 項

##### 第 1 号

「直ちに」とは、新在勤地に到着した日という意味であり、「県公舎等」とは、県公舎のみをいうのではなく、公舎あるいはこれに類するもののすべてを含み、「自宅等」には、自宅のほか借家、借間、親戚又は知人宅等を含む。

なお、県公舎等及び自宅等を直ちに利用できる状態であるにもかかわらず、故意にこれを利用しないで着後手当の調整を免れることはできない。

##### 第 2 号・第 3 号

近距離の赴任の場合における料数による減額調整の規定であるが、この場合においても第 1 号の規定に該当すれば当然第 1 号の規定が適用される。

#### 第 2 項

初任科生が新任配置に伴い、公用車等で赴任（移転）する場合の着後手当は、支給しない。

### 第 9 条関係

#### 第 2 項

職員が規程第 7 条各号のいずれかに該当する住居の移転を行ったときは着後手当として宿泊料定額の 1 夜分に相当する額が支給されることから、扶養親族移転料についても、この場合に職員に支給される着後手当を基礎として計算した額を支給する。

### 第 10 条関係

- 1 旅行中において、傷病のため法令に基づく給付又は補償を受けて医療施設等で療養した場合には、宿泊料及び旅行雑費を減額調整して支給するという規定である。
- 2 旅行中の傷病による滞在日数は、それが純然たる私事による故障でない限り、「天災その他やむを得ない事情により要した日数」であるという解釈によつて、旅行のため現に要した日数として取り扱うことは差し支えないが、当初の旅行命令期間を超えることはできないものとする。したがつて、当初の旅行命令期間を超えて療養した場合には、その超えた期間についての宿泊料及び旅行雑費は支給できないが、他の法令に基づく帰住旅費に相当する給付又は補償がない場合には、帰住旅費を支給することは差し支えない。

なお、傷病等の都合により転地した場合、公務上の傷病については、転地先からの帰住旅費を支給することとなり、私傷病については、当初の旅行命令上の用務地までの往復の旅費の範囲内において、療養地からの旅費を支給するものとする。

- 3 「医療施設等を利用して」というのは、病院等へ入院し又は療養所等へ入所した場合をいうのであつて、旅館等において療養することは含まれない。
- 4 「法令」とは、公務上の傷病については公務災害補償に関する法令、私傷病の場合は、共済組合に関する法令等の関係法令をいうのである。
- 5 規程第5条第2項に規定する旅費の支給を受ける旅行の場合は、この規定は適用しない。